

# 設置の趣旨等を記載した書類

平成 31 年 4 月

宇都宮大学共同教育学部  
群馬大学共同教育学部

## 目次

1. 設置の趣旨・必要性	-----p. 3
2. 設置する共同教育学部の特色	-----p. 7
3. 組織及び学位の名称	-----p.12
4. 教育課程編成の考え方・特色	-----p.12
5. 教員組織編制の考え方・特色	-----p.19
6. 履修指導方法及び卒業要件	-----p.20
7. 施設・設備等	-----p.22
8. 入学者選抜の概要	-----p.23
9. 取得可能な資格	-----p.26
10. 教育実習の具体的計画	-----p.26
11. 管理運営	-----p.28
12. 自己点検・評価	-----p.28
13. 情報の公表	-----p.29
14. 組織的研修	-----p.30

## 資料目次

1. 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する 有識者会議報告書－概要	-----p.33
2. シミュレーション(今後の教員採用推計、入学定員の 適正規模推計)	-----p.35
3. 県内・近隣大学中学免許状況	-----p.37
4. 教員育成指標概要	-----p.39
5. 栃木県・群馬県教員採用試験における宇都宮大学・群馬大学の 学生の状況	-----p.43
6. 履修表	-----p.45
7. カリキュラム・ツリー	-----p.71
8. 履修モデル	-----p.73
9. シラバス	-----p.77
10. 教育実習関係資料	-----p.79

附：全体構想の概要図及び Forefront 科目の概要

## 1. 設置の趣旨・必要性

### (共同教育学部設置の趣旨)

宇都宮大学・群馬大学の教育学部において共同教育課程を構築し、両大学の教育学部がもつ教育資源を活かして、各教科・専攻分野において幅広い教員養成教育を展開していく。

小・中学校 10 教科及び教育、教育心理、特別支援教育の免許取得を可能とする共同教育課程の実施・運営体制を構築し、両大学が果たしてきた地域の義務教育課程に対する教員養成機能の更なる強化と教員養成教育の質の着実な向上を進めていく。強み・特色を持った両教育学部の教育資源を基に、学生の学修がほぼ自大学で行われ、地域との連携を維持した共同教育学部とする。

教育学部だけでなく両大学総体の教育資源と連携・協働することにより、戦略的な学部運営を可能としていく。これを基に、社会ニーズに応え、近未来社会を支える資質・能力を児童・生徒に修得させることのできる教員を養成する教育を実施し、時代を先取りする教員養成教育を展開する。

新時代の教員養成教育についての研究開発を進めるとともに、両大学の学生指導の経験を共同教育学部において互いに共有することにより、幅広い教養と実践知に裏付けられた高い専門性とチャレンジ精神を持った創造的な教員の養成を可能としていく。また、合同での集中講義・合宿の実施や研修活動を通した両学部学生間の交流を深め、人間力・コミュニケーション能力を育み、教員志望意識の増進と教員としての資質の向上を図り、教員就職率の拡大にもつなげる。

これらを通して、地域の教員養成、義務教育課程に対して責任を持つ組織体制・実施体制を継続して維持し、教育委員会との連携を基に地域での実績のさらなる充実を図る。

### (養成する人材像-学位授与方針)

本共同教育学部で養成しようとする人材像は、「子どもの成長・発達を支える教育への熱い情熱と学校教育や教職、教科や教育課程に関する基礎理論・知識を持ち、それを実践できる人物。幅広い教養と実践知に裏付けられた高い専門性とチャレンジ精神、社会人としての高い識見を持っている人物」である。具体的には、以下の能力（学位授与方針）を備えた人材の養成を進める。

- ① 学校教育や教職についての基礎理論・知識を修得し、教師としての使命感を持って子どもと向き合い、その成長を支えることができる
- ② 子どもの成長・発達とそれを支える大人の役割についての識見に基づき、一人ひとりの子どもの理解と学習集団の形成ができるとともに、発達段階に応じた教育方法を工夫して個に応じた教育ができる
- ③ 教科及び教育課程に関する知識と技能を持ち、子どもの実態に即した教材分析・開発と子ども主体の授業を実践できる
- ④ 現代社会における学校教育に関する様々な課題について関心をもち、自己の課題を認識し探究心を持ってその解決に取り組むことができる
- ⑤ 共に支えあい、高め合える人間関係を築くことができ、同僚・保護者・地域の人々等と協力して教育活動を進めることができる

### (背景-1：少子化の進行、教員需要の減)

現在、我が国の大きな問題となっている人口減少問題、とりわけ少子化と18歳人口の減少という問題が、全国の教員養成大学・学部にとって極めて重大な問題となっている。

これまでは、小中学校の現職教員の年齢構成において多数の定年退職教員がいたことから、少子化の影響が教員需要に大きくは反映されず、逆にそれが増加傾向であったため深刻には受け止められてこなかった。しかし、今後の小中学校の現職教員の年齢構成等から推測した教員需要の動向によると、地域を問わず、はっきりとした形で減少に転ずることが分かってきた。(資料-1)

教員需要の減少期の下にあっても、急速に進むグローバル化と社会の急激な変化に対応して重層的な教育課題がますます増大している。このような新たな教育課題に対応できる教員養成の教育体制を再構築していくことにより、地域の義務教育をになう質の高い人材を継続して輩出していくことが教員養成大学・学部に求められている。

少子化に起因する地域で相次ぐ小中学校の統廃合という現実、18歳人口の減少という現実の下で、教員養成教育の質を維持していくためには、入学定員の見直しも避けられないという状況が迫ってきている。このことについては既に、平成25年の「国立大学改革プラン」に基づくミッションの再定義において、「国立大学の教員養成大学・学部については、今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る」こととして、強く指摘されてきた。今回、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議の報告書」が示され、そこでは少子化と18歳人口の減少という問題が間近に迫っている状況を直視し、大学自らが持つ強み・特色、地域とのつながりを活かした教員養成・研修機能の強化・充実を可能とする体制の再構築を早急に進めていくことを求めている。

### (背景-2：地域の義務教育課程の問題)

少子化の進行、それに加えての定年退職する小中学校教員の減少による教員需要の急速な減少の流れの中で、教育学部卒業生の教員採用を安定して維持していく環境の早急な構築が教員養成学部にとって必要となっている。また、18歳人口の減少とともに教育学部志願者の減少が避けられないという現実の下にあっては、入学者受け入れ方針に合致する学生を着実に確保していく上で、入学定員規模の見直しが不可避となっている。

実際、栃木・群馬両県の人口動態に基づく教員需要の予測を基にした適正な宇都宮大学・群馬大学教育学部の卒業生数の規模は、第5期中期計画期間には現在の2/3ないし1/2程度にまで減少せざるを得ないと予想されている。従って、卒業時を見越した学年進行計画と入学定員の変更を考えると、第4期初めには第5期をにらんだ将来計画が両大学に求められている。(資料-2)

入学定員の減は学部の教員定数の削減を不可避的に招来するものであることから、従来通りの中学校教科フルセットの学校教育教員養成課程をもつ教育学部を両大学がそれぞれ維持していくことは困難となってくる。しかし、地域の教育、特に義務教育課程に対して責任を持って、質を保証された人材を輩出できる体制を維持し、地域の現職教員の研修や免許更新講習等を安定して実施していく体制を保証していくためにも、フル

セットの教科を確保していくことが不可欠である。

しかし、栃木・群馬両県で中学校教員免許を出せる他の公立・私立大学を合わせても、フルセットの教科をカバーすることはできないという現実がある。有識者会議報告書が提言する、一部教科の特定大学への集約や教員養成機能の統合、単位互換制度の拡大等は、栃木・群馬両県のような地方の場合には、大学間の移動時間の問題や単位互換が一方的なものになってしまうという問題（宇都宮大、群馬大の学生が単位互換により相手側大学の講義を受講する例がない）などがあり、現実的な方策ではない。それ故、フルセットの教科の学校教育教員養成課程をもつ両大学の地域に対する責任には重いものがある。（資料-3）

両教育学部は共に、県教育委員会との密接な連携関係の下に、高い教員採用・就職実績、地域での高い教員占有率と現職教員の主要な研修組織という特徴を持っている。この関係・特徴を維持・強化し、地域のニーズに応えられる教員養成機能を継続して果たしていくことが求められている。両教育学部が抱えるもう一つの問題として、10年後には教員定員の1/4程度の教員が定年を迎えることから、欠員教員の補充が財政的にも難しい状況下で課程認定の基準を将来的にも満たしていくことは、単独では困難であるということがある。

### （背景-3：新学習指導要領と教員育成指標の策定）

小学校では平成32年（令和2年）から、中学校では平成33年（令和3年）から、新しい学習指導要領が始まる。「社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有し、社会との連携・協働によりその実現を図っていくとする「社会に開かれた教育課程」という理念を基に、英語の教科化（小学5、6年）、アクティブ・ラーニングの充実による主体的・対話的で深い学びの実現、情報・プログラミング教育の導入というだけでなく、知識の理解の質を高めた確かな学力の育成、カリキュラム・マネジメントの確立等、多くの新規事項への取組が求められている。教員養成課程は、これらに的確に対応でき、子どもの知識の理解の質を高め、確かな学力の育成に力を発揮できる、高い資質・能力を身につけた教員の早急な養成が求められている。また、急速に進むグローバル化とSociety 5.0に向けた人材育成も求められている。それ故、これまで以上に質の高い教員養成教育が求められている現在、有識者会議の報告書においても指摘されているように、個々の大学が個別に教員養成を行うのではなく、大学間での連携・協働した教員養成教育を実施していくことにより、そのシナジー効果を活かした、質の高い教育を実現していく体制を構築していくことが必要となってきた。

新学習指導要領の開始に際して、新たな学びには教員の指導力の向上が不可欠となることから教育公務員特例法の一部改正が行われ、教員に求める資質能力、教員育成指標の策定が各県教育委員会に義務付けられた。そこでは県が求める教員像を規定し、教職課程修了時あるいは教員採用時に身につけている資質能力のほか、採用後のキャリアパスの各段階における種々の指標を示し、これに従った教員の育成を進めることとされている。これが現職教員の研修活動の参照基準としても機能することから、教員養成学部での免許更新講習の重要性はさらに一層高まることとなり、免許更新講習並びに現職教

員の研修の実施体制を大学がしっかり構築していることの必要性も増大してくることが想定される。(資料-4)

県が定めている育成指標を踏まえ、教員として身につけているべき資質能力を育成していくためには、教科についての専門的な知識・技能を養う教育に加え、教育の基礎的理解に関する科目、教育実践に関する科目(教育実習等)、教科等の指導法科目を総合的に実施し、かつそれらが学校現場で実践的な力として発揮できるような教育課程と指導体制が必要となる。さらには、地域の教員養成の中核となる教育学部においては、これらに加えて、キャリア段階のステージを着実にレベルアップしていけるだけの力量を身に付けさせる教育を展開していくことが求められる。また、情報化やグローバル化など社会の変化に対応し、時代を切り開く力を育む教育、特別な支援を必要とする児童生徒に寄り添い、児童生徒個人々人との信頼関係を築いていける力を育む教育が求められている。県の育成指標が新学習指導要領の開始と時を同じくして実施されることから、育成指標を踏まえた教員養成教育もそれに遅れることなく実施していく必要がある。

### (共同教育学部設置の必要性)

新しい時代を生きる次世代の人材の育成においては、社会の大きな変化を見通した教育の在り方を考える必要がある。現在、我が国は社会の大転換期を迎えており、社会のあらゆる領域の基盤である知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している。またグローバル化も一層進展する中で、地球規模の人類共通の課題が増大し、それらの課題解決に向けて積極的に取り組む必要性が高まっている。2030年頃には技術革新の一層の進展により社会や生活が大幅に変わる超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されており、人口減少社会の到来による社会の活力の低下も想定される中、こうした激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する子供たちに必要な力を身に付けさせる教育をしっかりと行っていかなければならない。

教員養成は、新しい学習指導要領において求められる教育を確実に実施していくことはもとより、こうした時代の変化を見据え、近未来社会を支える子供たちの資質能力を育てるという重要な使命を負っていることを改めて認識する必要がある。宇都宮大学・群馬大学は、こうした考えの下、2030年以降の社会変化を見据えた、質の高い教員養成の実現をめざして連携協力し、社会が要請する次世代の児童・生徒を育てる小中学校教員を輩出する体制を構築することとした。

両大学の教育学部が一つの共同教育課程になることの意義は、①両大学の強み・専門を組み合わせた高い質と幅の専門教育が行えること、②両大学の特徴ある教育資源の活用により、国立総合大学でしかできない高度な教員養成を実現することにある。①については、共同教育課程への改編にあたって両大学の教員全員でカリキュラムの構造と授業内容の大幅な見直しを行い、新学習指導要領が求める課題へのより精緻な対応がなされた。②は、ICT/プログラミング教育、グローバル教育、持続可能な開発目標(SDGs)を見据えたESD(Education for Sustainable Development)、の3分野について各大学の専門施設や成果を活用した先端的教育を行う体制を整えた。

共同教育課程において学生は、相手大学の得意分野の授業や両大学の教員が共同で設計・実施する高い専門性の授業、自大学にはない特徴的かつ先端的な相手大学提供の授

業を受講することができるようになる。また分野やゼミ同志の交流を通じて、相手大学の教員から指導を受けることができるようになるなど、学修環境も充実する。さらには、全学生参加の宿泊型合同研修（「教職特別演習Ⅰ、Ⅱ」）で専攻の枠を超えた多様な学生間の交流により豊かな人間性を獲得することも可能となる。地域で行う教育実習の経験を、ここで構築した仲間同士で共有し、教育実習の振り返りを継続的に行うことで、教職に向かう情熱とモチベーションの向上も期待できる。

栃木・群馬両県が定める教員育成指標との関係では、構想する共同教育学部の学位授与方針、学生の達成目標は、教職課程修了時に身につけている資質能力、育成指標で要求されるものと整合するものであると同時に、教職に就いた後のキャリア段階の育成指標をも包含している。これは、その卒業生が両県の教育現場で中心となって活躍し、地域の義務教育課程のリーダーシップを取れる人材となっていくことを担保するものであり、宇都宮大学・群馬大学が連携協力して構築する共同教育学部は地域が必要としている教員養成への期待に応えるものである。

## 2. 設置する共同教育学部の特色 (共同教育学部設置による教員養成機能の高度化)

これからの時代は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて急激に進展していく時代である。このような近未来社会を支える人材を、小中学校での教育を通して育成していくことができる教員としての資質能力を育むためには、教員需要減による学部教員定数削減の流れの中にあっても、地域の義務教育課程をしっかりと支え、より質の高い教員養成教育を進めていく必要がある。

平成29年度の入学生のうち自県出身の入学生の比率は、宇都宮大学が58%、群馬大学が73%という高い比率であり、地元志向意識の強い両県の高校生に対し、郷土に根付いた教育を実践できる教員を養成していくためには、地域としての独自性を保持しつつ、共同教育課程を構築することにより、両大学の教育資源をフルに活用した教員養成教育を展開していくことが必要である。

両教育学部は地域の中核となる教員養成の学部であることから、ともにフルセットの教科を擁しており、免許に関する科目等の配置も基本的に同等である。また、全国的にも特徴のある、初年次から学校現場で体験を積むという教育を両教育学部ともに行い、地域から信頼される教員養成教育を行なってきたという特性がある。

宇都宮大学は、質の高い小学校教員を重点的に養成するとともに、教員養成に関する大学全体の機能を活用するなどにより、総合大学の特性を活かして質の高い中学校教員を養成するという方針のもと、小学校教科全体の理解を基にした中学校教科の指導という実績があり、中学校1種・小学校1種両免許の取得を基本とする教育課程を構築してきた。栃木県では、小学校教員としての採用が中学校の2倍程度という実情に即して、中期計画に数値目標として栃木県小学校教員占有率を掲げている。特に、小学校アドバンスト科目群の設置など、各小学校でのリーダー、授業方法の提案者となることを促す教育が大きく関与している。また専攻にとらわれないクラス編成など、学生間の交流とクラス担任の教員の生活・学習指導は、教科(特に小学校教科)全体を俯瞰的に捉え教育

実践に活かしていく上で大きく貢献するものとなっている。

一方、群馬大学は、初年次から中学校の専攻教科単位での手厚い指導を基に、豊富な専門知識の修得を促す教育体制を実施してきた。免許取得に必要な科目だけでなく、その学修を補強しさらに発展させていくカリキュラムを構築することにより、高い専門性を持った指導能力を身につけさせることにより、各中学校でリーダーとなる教員養成につなげてきた。教科のコースとしては、中学校1種・小学校2種免許取得コースあるいは小学校1種・中学校2種免許取得コースのどちらかが選べることとなっているが、群馬県では中学校教員としての採用試験合格者(教科毎の合格者)の大半を、小学校に配属させるというシステムをとっていることから、中学校教員採用試験の合格に向けた教育だけでなく、実際に担当する小学校での教育実践の資質を高める教育も進めてきた。実際、ほとんどの学生は中学校1種・小学校1種の両免許を取得してきた。(資料-5)

少子化に伴う教員需要減の下で小学校や中学校の学校教育現場でも教員の数が減ってきており、一人の教員がいろいろな教科を指導しなければならないという実情もある。義務教育段階では小・中学校の学習の連携・接続が大きな課題であり、異校種間研修の重要性も指摘されている。また、今後は義務教育学校や小中一貫校が設置されてくる可能性も高い。このような状況を踏まえ、中学校1種・小学校1種両免許取得を卒業要件とする共同教育学部を設置し、教育課程を継続できる体制の構築を図る。これにより、量的縮小が不可避的な教員養成課程にあっても、小学校・中学校両方の授業を担当できる教員の養成を組織的に進めることができ、地域の義務教育課程での将来的な教員配置の変更にも柔軟に対応できる教員の養成が可能となる。

それだけではなく、両大学の強みを活かした教育課程の編成により、同一教科の中でも複数分野を担当できる応用力のある中学校教員の養成(例えば、中学校教科理科において、物理分野と化学分野の双方、あるいは有機化学と無機化学の双方に精通し、その面白さを生徒に伝えられる、幅広い知識を持つ教員の養成)を進めることができる。両大学の互いに相補的な学生指導・教員養成教育の方法は、今後大きく変貌していくことが予想される学校現場において的確に対応できる能力をもつ教員養成のためには極めて有効なものである。また、急速にグローバル化が進むICT社会において次代の教育を担う教員にとっては、グローバル教育、情報・プログラミング活用教育、SDGs(Sustainable Development Goals)教育等の意義を自らが十分に理解し、児童生徒に指導・教授していく力を身に付けた教員の養成が喫緊に求められており、両大学の強みを活かすことにより、このような課題に幅広く対応できる教育を進めていくことが可能となる。

#### (共同教育学部設置の学生にとってのメリット)

教員育成指標においても、郷土への理解が教職課程修了時に身につけているべき資質能力の柱のひとつとされている。郷土愛・郷土意識を持った小中学校教員による児童生徒の指導は、児童生徒の成長・発達に大きく影響するものである。遠隔メディア授業による斉一科目の受講によって、自大学にあっても両大学教員の授業・指導が受けられることとなるため、県内出身者が同じ県内で通学・学修ができ、学生生活を過せ、教育実習も同じ県内でできることは、地元の教員としての就職をめざす学生にとって大きな意味を持っている。実際、高校からの意見聴取でも、地元で学修できることへの要求は大

変に強いものがある。

各大学の教科の科目分野を専門とする教員が行う遠隔メディア授業を受講することで、自大学だけでは学ぶことのできなかつた幅広い分野についての教育を、当該分野を専門とする相手側大学の教員による授業を受けることが可能となる。授業科目の該当分野を得手とする教員が担当する齊一科目について、それをさらに掘り下げる独自科目と組み合わせることで、学生の選択の幅を広げると共に、理解の質を深くすることができる。

右の表に示すいくつかの齊一科目の例のように、共同教育学部においては、種々の教科で両大学それぞれ得手の科目分野を担当できる教員が、互いに相補的な授業を実施することができるという特徴がある。

科目	宇都宮大学	群馬大学
国語	日本文学	書写法
社会(外国史)	西洋史	東洋史
社会(公民)	哲学	倫理学

また、音楽や美術などの実技系分野のように対面でのマンツーマンの指導が重要な教科の場合(例えば、音楽(器楽)の場合では金管楽器と木管楽器、美術の場合では工芸と彫刻等)、合同の集中講義の開催によって両大学教員から直接に指導を受けることができ、学生が自らのスキルを幅広く向上させる機会をもつことができることは、特にこれから実技分野を志望する高校生にとって大きな魅力となる。

教育実習や卒業研究においては、両大学教員からの複数指導を受けることにより、多面的な評価の活用や、それに基づく授業改善を進める実践力を養うことができる。また、共同教育を行なうことにより、これまで以上に手厚い専門分野の指導、個別での指導を受ける機会が生まれる。例えば、遠隔メディア授業において、受講側大学の教員並びにTAが学生の学習状況を把握することにより、授業担当教員(メディア授業の送り手側教員)の履修指導と組み合わせ、その後の履修指導に活かしていくことができる。

それに加えて、両大学の学生が合同ゼミ・合宿研修や合同の集中講義等で交流することは、コミュニケーション力を培い人間力を育むことにつながる。両大学教育学部の入学生の出身県を見たとき、宇都宮大学教育学部入学者のうち群馬県出身者は5.2%、群馬大学教育学部入学者のうちの栃木県出身者は4.4%と(ともに、平成29年度データ)互いに隣の県ではあるが極めて少数であり、隣県の歴史・民俗性や地誌についての互いの理解は深くはなかつたが、共同教育学部における学生間の交流を基に、これまではなかつた地域間の交流効果も期待できる。

さらには、宇都宮大学で行ってきた専攻横断的な一括クラス編成による学生指導が、分野間の交流により専攻ごとの「たこつぼ」的な指導からの解放につながり、学生の間力の向上に大きく役立っていること、また学生・教員双方の視野の拡大につながっていることを踏まえ、両大学の学生全員が参加する宿泊研修を組み込んだ、教育実習の教育効果を補強し教職の意義を学生に定着していく科目「教職特別演習」を新たに開講する。「教職特別演習」を教育実習の前後に配置することで、初年次に行う「教職入門」(宇都宮大学)、「教育現場体験学習」(群馬大学)での学校現場での児童・生徒の観察、学校行事の実際に触れた経験を基にして、教育実習への抱負や期待を互いに話し合い、その後、実習を終えた後に、実習の結果についての反省・振り返りを相互に行い、各自の考えを共有しあうことにより、教育実習の効果を大きく高めることが期待できる。そこに両県の現職教員にも参加してもらい意見交換を行うことで、教員志望意識の確実な向上

も期待できる。

教員採用試験対策についても、両大学において教員採用試験対策講座を開催し、論文・作文の添削や個人及び集団の模擬面接、各教科の重要ポイントを再確認するセミナーの開催、体験談の聴講などを行う。このような対策講座を情報交換しつつ行うことは、両大学の教員採用試験の合格・採用率の確実な向上につながるものと考えられる。

### (共同教育学部設置による特別支援教育の新展開)

特別支援教育においては、これまで宇都宮大学では知的障害・肢体不自由・病弱の3領域、群馬大学ではこの3領域に加えて聴覚障害の4領域についての免許取得が可能であったが、新たに視覚障害についても免許取得を可能とし、特別支援全5領域をカバーできるという大きな特徴をもたせた。インクルーシブ教育の必要性が指摘されている現在、同一学部内で全ての学生が実技面まで含めた特別支援教育を学ぶことができることは大きな意義がある。

特別支援学校で職務に当たる教員は、教育職員免許法第3条第3項により、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないとされているが、附則第十六項において「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる。その結果として、特別支援学校免許保有率は未だに平成29年度時点で77.7%に留まっている。平成32年度(令和2年)までに免許状の保有率を100%にすることを目標として、免許取得のための講習会の開催や国立特別支援教育総合研究所における免許認定通信教育の開設などの取り組みが文部科学省により行われているものの、現場経験者向けの講習における免許取得(教育職員検定)の場合、条件となる3年以上の現場経験が特別支援学校でなくともよく、総計6単位(取得対象の障害の講義は3単位程度)のみで取得できてしまうため、必要十分な専門性が担保されているわけではないのが現状である。例えば聴覚障害の特別支援学校では9割以上の学校で手話を使用しているが、その習得に必要な内容及び時間数が確保されているとは言い難い。

さらに障害種別の免許保有率を見ると、視覚障害59.9%、聴覚障害51.7%、知的障害80.6%、肢体不自由79.3%、病弱76.7%であり、視覚、聴覚に関する免許状の保有率は非常に低い。その背景として、国立大学及び大学院において聴覚障害領域免許の養成課程のある大学が14校、視覚障害領域については8校しかないということ、さらに私立大学を含め特別支援学校免許の養成課程を持つ大学は150校以上ある中、私立大学のほとんどは知的、肢体、病弱の3領域のみであることを勘案すると、聴覚障害及び視覚障害領域免許が取得可能な大学は全体の1割程度しかないことがあげられる。

そうした中、両大学とも視覚障害領域には対応できておらず、栃木・群馬の両県の盲学校の教員養成のニーズに答えられていないまま今日に至っている。このような現状に対し、共同教育学部が5領域に対応することで、現場のニーズに多角的に対応することが可能となり、特別支援教育の全国、とくに関東甲信越地域の拠点的な役割を担うことが可能となると考えられる。

特別支援教育では、特別支援1種免許に加え、小学校2種あるいは中学校2種免許の取得を必須の卒業要件としている。インクルーシブ教育の必要性が高まっている現在、

特別支援教育を受け5領域の免許を取得した学生が小中学校の教師として授業を行える体制を整備していくことの意義には大きなものがある。

最近、その増加が問題となっている発達障害のある児童生徒への対応については、大学での発達障害学生に対しての学修指導・生活指導の経験のある教員の交流により、そこでの経験・実績を教員養成教育に活かしていくことにより、小中学校の教育現場でしっかりとした対応、児童生徒に寄り添った指導ができる教員の養成につなげていくことができる。

また、群馬大学では平成29年度から手話通訳者養成カリキュラムを開設しており、聴覚障害領域の免許取得希望者には当該カリキュラムの履修も促している。さらに平成31年度からは聴覚障害重複支援（視覚・聴覚障害者向け通訳・介助員養成含む）カリキュラムにも拡張する予定である。これらを共同教育学部においても履修できるようにすることで、特別支援学校免許取得の必要最低限の内容に留まらず、現場のニーズに応える実践的スキルを備えた教員養成カリキュラムを実現することが可能となる。

### **(共同教育学部設置による教育の質の向上、教育研究力の向上)**

3つの教育ポリシーの共有を基に、その理念を共同教育課程として構築し両大学で共有することは、教員となることを志望する学生に対して、基盤教育から専門教育、特に教育実習・卒業研究までを通して、一貫性を持った人材養成を可能としていく基盤となるものである。

遠隔メディア授業による斉一教育において、受講側大学の対応する教員が授業に参加し自大学の学生への指導を補助していくことは、送り手側大学の教員の教育方法を学ぶ絶好の機会にもなり、年間を通してのFD活動として機能するものと考えられる。また、両大学の各専攻教科の担当教員間で共同して行ってきた、斉一科目や共通科目のカリキュラム設計・シラバス策定等の作業は、専攻教科の授業全体についての理解の共有を進め、カリキュラム全体の中での各自の担当科目の位置づけを再認識・意識化するものとなる。これらの共同作業は、共同教育学部のカリキュラムについての点検・改善を自律的に進めるものであり、教育の質を向上させることに大きくつながり、実効的な教育方法改善のFD活動となっている。これまでは、ともすれば専攻内だけの少数の教員間だけの意見交換・協議にとどまっていた教育改善の取組が、共同教育課程の構築により新たな視点から見直していく機会、多角的なピアレビューの機会を得ることができる。同時に、この過程での両大学教員間の交流は、新たな教育研究課題の発見にもつながり、共同研究や教育実践活動を産み出す契機となり、教員の教育研究力の向上につながるものとなる。

各専攻での専門教育においては、各教科の基礎・基盤となる分野、免許取得に必要な分野・科目について、それを自らの研究の専門分野とする教員が担当することにより、学生にとってその教科のより深い理解が生まれる。両大学の教員の間にはそれぞれの専門分野には違いがあり、それぞれの得意な専門分野を互いに相補的に提供しあう体制を構築することにより、授業の中でこれまでには深く触れられなかったテーマについてもそれを掘り下げていき様々な事項の間の関係性を理解させていくという、科目間のつながりのある授業設計が可能となる。これによって、幅広くより高度な専門性を学生に修

得させることができる質の高い教育を展開することができる。

さらには、各専攻分野の両大学教員の共同教育への参加により生まれる教員間の連帯意識を、社会ニーズに対応した、時代を先取りする教育の共同開発や、両大学それぞれの地域で行ってきた地域貢献活動の成果を互いに共有しあうこと等に活用することにより、共同教育課程のメリットを全国に発信できる成果としていくことが可能となる。

### 3. 組織及び学位の名称

#### (組織の名称)

宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程

Cooperative Faculty of Education、 Utsunomiya University

群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程

Cooperative Faculty of Education、 Gunma University

#### (学位の名称)

学士（教育学） （学位記は両大学の学長による。）

#### (学位の授与)

両大学の共同教育学部教員合同の学位審査委員会を設置し、学位審査の基準の策定を基に、そこでの審議を経て学位を授与する。なお、卒業研究指導は、学生の本籍にかかわらず、両大学の教員が行う。

### 4. 教育課程編成の考え方・特色

#### (教育課程の編成方針-カリキュラムポリシー)

本共同教育学部が養成すべき教員・人物が備えるべき能力を、基盤教育・専門教育の課程を通して育てていくために、以下の特徴を持つ教育課程を編成する。

- ①学校教育の基礎となる各種の理論を学び、教師としての資質を向上させる学修。
- ②各教科についての専門的知識・技能を高め、子どもを指導するための基礎となる能力を獲得する学修。
- ③各教科について子どもが学ぶ意義を理解し、各教科の指導方法の理論に基づいて実践的指導力の基礎を修得する学修。
- ④教育実習において学校現場で子どもを指導するなどの体験を通して、実践的指導力を高める学修。

さらには、両大学共通の基盤教育の編成方針として、

- ⑤外国語の基礎や健康の重要性等、現代社会での活躍に必要なリテラシーや幅広い視野に基づく行動的知性と豊かな人間性を形成していく基礎を確立していく学修。

以上のうち、共同教育課程のカリキュラムにおける、「教職科目（教育の基礎的理解に関する科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）」、小学校・中学校の「教科に関する科目」、小学校・中学校の「教科の指導法

に関する科目」、そして「教育実践に関する科目」において学び理解すべき内容が、それぞれ①～④に対応している。これらを、一貫性を持って体系的に履修することができるカリキュラムを編成する。

### (教育課程の構成)

教育課程は、基盤教育科目と専門教育科目の2つから構成する。

基盤教育科目は、「大学生としての総合的な学識一様な知識を統合し物事を批判的に捉えなおす能力」を養い、「人間性・倫理観を涵養する教育」と位置づけ、両大学の間で基本的な達成目標・単位数を一致させつつ、それぞれの大学の全学共通科目であるという性格を踏まえ、初年次を中心に、両大学それぞれで実施する。科目構成として、①初期教育科目、②リテラシー科目③教養教育科目の3群から構成する。

### 基盤教育科目構成表

科目区分	授業科目	開講単位		宇大	群大
初期教育 科目	新入生セミナー	2	2	2	
	学びのリテラシー(1)	2			2
リテラシー 科目	データ・サイエンス入門	2	2	2	
	データ・サイエンス	2			2
	スポーツと健康	2	2	2	
	スポーツ・健康	2			2
	Integrated English I A	2	4	2	
	Integrated English II A	2		2	
	英語	4			4
教養教育 科目	人文科学系科目	2～	17～ + 選択4	21	21
	社会科学系科目	4～			
	自然科学系科目	2～			
	外国語教養科目	4～			
	総合系科目	5～			
合計		31～		31	31

専門教育科目は、教員養成に向けた専門的な教育を行うものとして位置づけ、教職基礎科目（教育の基礎的理解に関する科目、並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）、小学校教科及び指導法に関する科目、教育展開科目（中学校等教科及び指導法に関する科目）、教育実践科目(教育実習、教職実践総合科目)、Forefront 科目、総合教職科目、小学校アドバンスト科目、グローバル関連科目の諸科目群により構成する。

また、取得する教員免許種により、資料 6-1「履修表」に示す 13 の分野に分かれた履修表を設定する。学生は入学時に決定される所属分野の履修表に従って履修すること

なる。教育および教育心理分野においては、卒業要件を満たすことにより、小学校1種及び中学校2種の教員免許が取得でき、国語から家政までの10分野においては、小学校1種及び中学校2種免許が取得できる。特別支援教育分野においては、特別支援学校1種免許および小学校または中学校2種免許を取得できる。それぞれのコースにおける科目群の単位数および斉一科目の単位数を資料6-2「履修表概要」に示す。

いずれのコースにおいても、卒業要件に加えてさらに単位を取得することにより、複数免許を取得することが可能である。

### (教育課程編成の特色)

#### ①教育課程編成の考え方

大学設置基準に定められた共同教育課程を構成するためには、修了要件としてすべての学生が相手大学の提供する科目を31単位以上取得しなければならない。この条件を満たしつつ両大学の特徴ある教育資源を基に、スケールメリットを活かす教育課程を編成するため、授業は以下の3通りの科目から構成する。

- 斉一科目：必修科目及び選択必修科目となる免許に関わる主要科目を中心に、両大学からより専門性の高い教員が授業を担当し、両大学の学生に同じ授業を提供するものを「斉一科目」と位置付ける。これにより、それぞれの大学に在籍する教員の専門性（強み）を活かした、より深みのある授業を相手大学に提供（共有）することが可能となる。

教職基礎科目は、全学生が履修する教員免許取得のための必修科目であり基幹科目であるため、より多くの教員がかかわることで、様々な視点や知見を得て「教育」という営為について学生の理解を深化できること、また両大学の教職大学院に在籍する教職経験を有した教員が、学部の教職に関する授業を兼務している両大学の強みを活かし、実践的指導力の育成等に教育効果が期待できることを勘案し、21単位をすべて斉一科目とした。特に2単位科目を2つに分け、2科目から構成し、当該分野の「入門的な学修内容」と「教育実践事例検討を踏まえた実践の理論化に関する学修内容等」とに分け、両大学の各教員の専門性が活きるように担当体制を工夫し、さらに可能な限り複数学年に分けて教育実習等の実践的な科目の前後に学修できるよう科目を配置し、同一分野の内容を繰り返し学修し、理解が深まるように配置した（こうした措置は教育実習前後で学生の教職科目受講の態度や反応が大きく変わることを考慮したものである）。また、各授業は、学生を4グループに分け授業を行うことにより、受講者数が両大学合わせても現状以下の人数となるように設定した。また、それぞれの授業を実践する専門領域の教員を、複数の教職担当教員が重層的にサポートすることで、質的に授業負担が軽減できるよう配慮している。例えば、特別活動論では、宇都宮大学所属の日本教育課程史を研究してきた教員が「特別活動の歴史・位置づけや制度を中心に講義する」ことに対し、特別活動の実務経験のある群馬大学所属の教員が、教職大学院担当の経験を生かしながら「学校行事や生徒会活動の実践や児童生徒にとっての意義を講義する」など、各々の専門性を生かした講義を行う。必要に応じて、各大学の教員が同時にそれぞれの大学の学生を指導することも計画されており、教育効果を高

める配慮がなされている。このように、各教員は授業において取り扱う範囲を限定することが可能となり、授業負担の軽減が期待でき、学生に従来よりも充実した内容を提供することが可能になる。また、教職論等においては、群馬大学（学校教育臨床総合センター所属）で教職大学院の授業を担当し、教育実践研究に従事する教員（小学校・特別支援学校・幼稚園での教員勤務経験を有する）が担当することにより、「実践的指導力の育成や教職の責任感や使命感の醸成」を企図した講義を展開することができる。

また、実践的指導力のとらえ方は、IT社会の進展に伴って、「アクティブラーニングの指導法が指導できる教員」及び「メディア授業を効果的に実践できる教員」という観点も重要であり、双方の指導力を備えた教員の養成が必須でもある。現状のメディア授業は、モニターを通じた画一的なテレビ会議ではなく、よりクリアな機器を通じた双方向での議論や、学生の質疑などにも即座に対応したモニタリングが可能であり、よりアクティブな環境を実現している。こうした最新鋭の環境で、学生が学びを体感し、教授した指導法を深化させることも遠隔メディア授業の特質と考えられる。

小学校及び中学校の教科に関する科目は、小学校教科 17 単位のうち 12 単位（国語、社会、英語、算数、理科、家庭）を斉一科目とし、学生を 3 グループに分け授業を行う。中学校教科については各分野の必修科目 28 単位のうちの 12 単位を斉一科目とした。

斉一科目は基本的に遠隔メディア授業（講義科目を中心に構成）として実施することにより、相手側大学の学生の無理のない履修を可能とするよう配慮した（遠隔メディア授業方式の採用は、近年進展している遠隔教育への対応という側面も持ち、栃木及び群馬両県の地域性を考慮すると、僻地の小規模校等への導入が考えられる）。また、遠隔メディア授業においても、双方向でのグループ学習や学生討論の場面を設けるなどアクティブラーニングを多用し、両大学が連携した効果的な LMS（e ラーニングの実施に必要な学習管理システム）を導入することによって、課題の提出やフィードバックなど、より効率的な授業が展開できる。さらに、必要に応じて受信側の大学で専門を同じくする教員とチームティーチングを行うことや、TA を配置して双方向の活動をリードするなど、現状以上にきめ細かな指導ができるよう配慮した（メディア機器や LMS の運用にあたっては、新規に雇用する技術職員によるサポートを準備している）。

専任教員・学生数が少ない一部の「実技系教科（音楽・体育・技術等）」においては、実技・実習の科目が多く、メディア授業として提供できる講義系科目が限定的なため、教員・学生の移動などの負担を考慮して、教科指導法に関する科目の一部をメディア授業で共有することとした。これにより、教科指導法を専門とする教員の数に限定的であるこれらの教科の特性を補い、指導内容をより充実させることが可能となる。さらに、学生数が少ないこれらの教科においては、斉一科目として両大学の学生がともに学ぶことにより、模擬授業等の実践的な内容（学生数や活動規模等）に関してもより高い教育効果を期待できる。例えば技術では、教科の約 6 割を実習・演習が占めており、教員数も両大学合計して 6 名と少数で、メディア授業として提供できる講義系科目が限定的である。しかしながら宇都宮大学では、技術科教育史専門であり、かつ教科教育を指導できる教員を有すること、また、群馬大学では、学校現場や指導主事

の経験が長く、幅広く学校現場の教科教育を熟知した教員を有しており、双方が技術科教育法をメディア授業で提供することにより、両大学学生の実践的指導力を高めることが可能になる。さらに技術科学学生宇都宮大学 5 名、群馬大学 11 名という少人数を、メディア授業（合同）で行うことにより、少数ながらも模擬授業等の展開が可能である。

○共通科目：教員免許取得のために必要な科目のうち、両大学に当該科目の分野に適合する教員が在籍し、かつ、実践的指導力の育成など対面授業の方が効果的であると思われる科目については、授業の目的やシラバス等を統一させ、同一科目名でそれぞれの大学が開講する科目を設定した。これを共通科目と呼ぶ。共通科目は実験や演習など、遠隔メディア授業では目標の達成が困難と思われる科目が中心となる。また、小中学校の各教科の指導法に関する科目も、基本的には共通科目とした。

○独自科目：各大学の教員の独自性を生かしてそれぞれの大学の特色ある授業を各大学で独自に行うものを独自科目と呼ぶ。教育実習等の地域の教育界の独自のつながりを尊重する必要がある科目も独自科目と位置付けた。独自科目についても、環境が許す場合は相手大学の学生も受講し単位を取得することが可能である。

実験、実習、実技、演習など対面授業が有効と考えられる科目については基本的に共通科目あるいは独自科目として各大学で開講するが、実技系の科目においても一部に集中講義等の対面授業による斉一科目が設定されており、学生の幅広いスキルの修得をめざしている。また、後述するように両大学の学生の交流の場を提供するため合宿形式の「教職特別演習」を全学生必修の斉一科目として設定する。

なお、分野により履修すべき斉一科目は異なるが、所属分野に関わらずすべての学生が相手大学から 31 単位以上を取得することが卒業要件であり、そのような受講が可能となるようにカリキュラムは編成されている。各分野における斉一科目の配置は、資料 6-1「履修表」に示すとともに、その概要を資料 6-2「履修表概要」に示した。

## ②教育課程における共同教育学部のメリット・シナジー効果

教育研究上のシナジー効果を効果的に発揮すべく、カリキュラムを以下の構成として実施する。

### ○両教育学部の教育資源の活用

両教育学部の教育資源を活かした、新学習指導要領(主体的・対話的で深い学び)への対応を意識したカリキュラムの策定、幅広い分野にわたる専門教育の充実・強化。また、授業科目の内容が自らの研究分野と合致している教員による授業により、専門性においても深みのある教育の実施。

### ○両大学の実績・強みを基にした教育課程

両大学の他学部や多様な教育研究センター等が提供する教育を通して、教員養成の質を高める多面的な教育の実施。(宇都宮大学農学部附属農場、群馬大学数理データ科学教育研究センターのデータ・サイエンス教育・医学部の地域健康教育等)

○特別支援教育の5領域全ての免許取得を可能とする体制の構築

現状では、特別支援教育の免許を出せる領域は、宇都宮大学は3領域、群馬大学は4領域となっているが、共同教育学部としてスケールメリットを基に視覚障害についての免許も出せる体制の構築。5領域全ての免許を出せる教員養成系の国立大学としては、関東では初めてとなる。

○時代を先取りした質の高い教育の実施

共同教育課程を構築することによる教員組織の戦略的展開として、社会ニーズに対応する小学校英語教育、情報・プログラミング教育、特別支援教育等の先進開発教育の実施と栃木・群馬両県の学校現場の教員のニーズ(英語学習につまずく児童への対応、発達障害やメンタルヘルスに問題を抱える児童・生徒への対応など)に応える社会連携活動の推進を図るとともに、充実した学生指導を行う。

○教育実習の効果的実施

教育実習の事前学習等での模擬授業において、自大学教員から指導を受けるだけでなく、遠隔メディア設備も利用して相手側大学教員からも指導を受けることができ、より多面的な授業改善に結びつけられる。

③Forefront 科目

両大学の教育資源を活かした、教員としての資質の向上を図る先進開発教育で、大学総体（他学部や教育研究センター等）の支援・連携も受けて実施する科目である。具体的には、グローバル教育、ICT/プログラミング教育、SDGs 対応のためのESD(Education for Sustainable Development)等が挙げられる。ICT/プログラミング教育では、群馬大学数理データ科学教育研究センターの実績を活かしてプログラミング技術の修得と児童生徒への指導法、TAとして授業のサポートをしながらe-ラーニングによる授業設計の実際を学ぶなどの授業を新規開講し、小学校や中学校でのICT活用教育を計画できる能力を養う。併せて、教科におけるプログラミング思考の育成方法について当該センターと学部教員の間で共同研究・教材開発を行い、その成果を授業に反映していく。

グローバル教育に関しては、海外日本人学校での教育実習等も想定した海外インターンシップにおいて、海外での小中学校教育の実際に触れることを通してグローバル意識を持った教員の育成をめざす。また、宇都宮大学国際学部が中心となって実施している「国際キャリア教育プログラム」では、合宿形式で生きた英語を学び、英語によるコミュニケーション力を集中的に養う。SDGsに関しては、従来から行ってきた環境教育の内容を刷新して実施するとともに、宇都宮大学農学部附属農場・演習林を活用した農場実習、林業実習等の体験型学習や「ESD教育法」を新規開講してSDGsの理念を十分に体得した指導力のある教員の育成をめざす。

④「教職特別演習」の新設

専攻ごとの「たこつぼ」的な指導から脱却し、学生の視野拡大と人間力や対話力の向上に焦点をあて、教育実習の前後に両大学の学生全員が参加する新規授業科目「教職特別演習」を開設する。両大学がそれぞれの地域で行う教育実習についての理解・成果を

共有していくこと、また同時に教員間の交流促進に一助とすることを目的に、まず初年次に行う教職入門(宇都宮大学)及び教育現場体験学習(群馬大学)での学校現場での児童・生徒の観察、学校行事の実際に触れた経験を基に、両県の研修施設を利用して教育実習への抱負や期待を両大学の学生が専攻の枠を超えて互いに交流し、話し合う合同宿泊研修を行う(「教職特別演習Ⅰ」)。さらに、教育実習の本実習を終えた3年次後期に、実習の結果についての反省や振り返りを相互に行い、各自の思い・考えを共有しあうための合同宿泊研修を行う(「教職特別演習Ⅱ」)。教育実習の前後2回の研修を行うことにより、教育実習の効果を大きく高め、学生に定着させていく。また、そこに両県の現職教員にも参加してもらい意見交換を行うことで、教員志望意識の確実な向上にもつなげる。

#### ⑤基礎科目と応用科目

教育学部が提供する授業科目の中には、基礎的な内容を扱ういわゆる基礎科目と、基礎科目を土台としてより発展的な内容を扱う応用科目のように順序性を持つ科目が存在する。順序性については組織再編前の各教育学部のカリキュラムにおいても十分考慮されており、共同学部化した後も科目間の順序性が矛盾しないよう履修表上で聴講年次を指定している(資料6-1「履修表」参照)。

例えば、中学校数学に係る科目では、1年前期に基礎的な科目である「解析学概論」を斉一科目としてメディアを使って両大学の学生が同時に受講し、その後、1年後期に「解析学Ⅰ」をさらに2年後期に「解析学Ⅱ」を受講するよう履修年次を指定している。同様に、中学校理科に係る科目においても、1年前期に「基礎の物理学」を履修した後に1年後期に「物理学」を履修するよう聴講年次を指定している。

実技系分野においても同様の配慮がなされている。例えば、音楽では、「音楽基礎実践」という斉一科目を1年前期に配置し、それに基づいて各領域の科目が1年後期以降に順次受講できるよう聴講年次を指定している。また、美術においては、斉一科目である表現基礎4科目を1年に配置しその後に各領域の専門科目へとつながる仕組みが作られている。

順序性が重要と考えられる科目は多くが斉一科目または共通科目として統一したシラバスが作成されているので、開設大学が異なる科目間であってもこの順序性が保たれるよう配慮されている。

こうした取り組みによる教職に就くことへの意欲の強化をさらに実践力につなげるべく、小学校アドバンスト科目等を4年次後期に集中講義として配置し、自信をもって新年度から教壇に立てるための支援を行う。

#### (教育方法の特色)

共同教育学部における教育方法は、以下のような特色を持ったものとして実施する。

- カリキュラムマップとシラバス・DPを互いに関連付けることにより学習成果・達成度の可視化を進め、学生自身の自己点検・振り返りの契機とする。

- 遠隔メディア授業、集中講義等での対面授業による両教育学部の学生指導の経験・実績の活用を進め、それを両大学教員のピアレビューを通じたFD活動として機能させる。
- 卒業研究や専攻ゼミなどでの両大学教員の複数指導の実施による、多角的でより深い課題の理解を図る。
- 合同ゼミ、合同研修・合宿、「教職特別演習」等による学生間交流を通じた、人間力・コミュニケーション力の強化並びに教員志望意識の向上を進める。
- 現職教員の模範的事例の紹介などを通じたアクティブ・ラーニング教育の展開による主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- 「チーム学校」の考えの下、多様な分野(専攻)の学生同士での課題解決学習を実施し、相互の連携・協働経験を体得させる。

## 5. 教員組織編成の考え方及び特色

### (教職員の所属等)

それぞれの大学の共同教育学部の教職員は当該大学に所属し、その採用、昇任、降任、免職、懲戒等の人事に関しては、両大学共同教育学部での協議の上、当該大学の規程に従って行うものとする。共同教育課程の運営に関しては、その意思決定機関として、両大学学長もしくは学長から権限を委ねられた者から構成される協議会を設け、基本方針等を協議・決定する。(「11. 管理運営」の項に詳述)

### (教員組織編成の特色)

共同教育学部の長は、それぞれの大学に置かれ、共同教育学部の長の選考及び任命は、それぞれの大学において行う。共同教育学部に係る教員の数は、課程認定基準等により必要な人数を配置していくものとする。

共同教育課程を構築することにより、それぞれの大学毎に必要であった人数を、両大学であわせて確保すればよいこととなるため、遠隔授業システムを利用することにより柔軟な教員配置が可能となり、これまで以上の手厚い専門分野の指導、個別での指導、教員採用試験対策等、充実した学生指導を行えることとなる。また、今後起こりうる不可避的な入学定員の縮小と教員定数の削減には、将来的な入学定員規模及び教員需要を見込んだ十分に余裕のある戦略的配置を行うことにより対応していく。

### (教員の配置—授業科目との対応)

両大学の教員は、現行の教育学部においてそれぞれ授業を担当しており、その体制を基本的に継続する。中学校教科の教育分野に対応して編成されている両大学の専攻が合同して共同実施単位となり、中学校教科の専門科目、教育法科目及び対応する小学校教科科目、教育法科目等の授業の責任担当組織となり、授業改善等についての自己点検活動に取り組む。また、教職科目については両大学全専攻が協力・分担して担当する体制とする。

大学設置基準第25条第2項を踏まえた双方向遠隔メディアシステムを利用することにより、各分野に余裕のある教員配置を行う。定年は両大学とも65歳であり、後任補充

の際には年齢構成を踏まえ、担当科目の実施に齟齬が出ない教員配置を行う。

授業の実施にあたっては、両大学共同教育学部の専任の教授・准教授が担当するが、定年等で担当者が欠け、専門分野等の関係で学外に適切な方がいる場合、非常勤講師に授業を担当させるなどの考慮をする。

## 6. 履修指導方法及び卒業要件

### (教育課程の実施方針)

初年次教育については、両大学共通の基盤教育に加えて、教育の基礎的理解に関する科目(教職科目)及び小学校科目、中学校科目で構成する。小学校教科専門・指導法科目並びに中学校教科専門・指導法科目については、3年次の教育実習の本実習が始まる前に、その基幹的部分を終わらせ教育実習に活かしていくために、特に、小学校科目については1年次、2年次にかけて開講・実施する。教職科目については、授業実践基礎学習(観察学習)・教育実習(本実習)の前後に分けて科目構成と配当年次を設定し、教育効果を高める。また、教職特別演習を初年次の教職入門(宇都宮大学)及び教育現場体験学習(群馬大学)の後、次いで3年次の教育実習の本実習の後に行うことで、実習の効果を高める。

全員必修となる教職科目、小学校科目は斉一科目の遠隔メディア授業として開講し、メディア授業設備の導入状況に合わせて逐次実施していく。

Forefront 科目については、Society5.0、グローバル社会といった近未来社会を支える資質能力を高め、かつ世界全体の課題となっている持続可能な社会(SDGs)への対応力を育成するものとして開設し、初年次から系統的に学習を進める。

教育実践科目(教育実習)については、事前事後指導を組み合わせ、また初年次での教育現場体験学習の実施等を基に、2年次の授業実践基礎学習(観察学習)、3年次の教育実習(本実習)を行い、学習指導・教科マネジメント能力、また生徒指導・学級経営についての実践的能力を培い鍛えていく。ここに「教職特別演習」を組み合わせることで、その能力を両大学の交流を通して学生自身が自己確認していけるシステムとする。

これらの教育実績を基に4年次の教職実践演習及び卒業研究において、両大学の該当する分野の指導教員(複数指導体制)の下で、自らのテーマについての研究をまとめる。

以上の実施方針をカリキュラム・ツリーにまとめたものが資料-7である。(資料-7)

### (履修指導の方法)

学生は入学を許可された大学に本籍を置き、学生生活上の厚生補導その他学生生活に関する指導は、本籍をおく大学において行なうものとする。なお、緊急を要するなど特別な場合には、相手側大学が措置することができる。

その上で学習指導に関しては、双方の大学教員が授業等を通じて連携して指導を行い、特に卒業研究指導は、学生の本籍にかかわらず、両大学の教員が行う。

### (授業方法)

各授業あたりの学生数は、その授業の特性に合わせ、現有の教育設備の条件の下で最大限の教育効果を上げることを第一の目的とし、学生と教員間のコミュニケーション、

学生同士のコミュニケーションを活発にし、アクティブ・ラーニング型の授業を実行できることを旨として設定する。全員必修の講義科目では両大学とも、3ないし4クラス編成（40～60名）とし、中学校科目では各専攻単位のクラス編成とする。実験・実習・演習の場合は、履修する学生全員の状況が把握できる程度の人数（おおむね、専攻単位の人数）とする。

#### （履修モデル）

以上の教育課程の実施方針及びカリキュラム・ツリーを踏まえた履修モデルの典型的な例を、小学校免許の場合について資料-8に示す。（資料-8）

#### （シラバス）

また、シラバスの例を資料-9に示す。（資料-9）

#### （メディアの利用）

齊一科目については、双方向遠隔メディアシステムを利用した授業として開講するが、この科目は必修科目（一部選択必修）となるので、学生が主体的・対話的な授業への参加が十分に担保されるよう、リアルタイムでの意見のやり取り（質問とそれへの応答など）を可能とする高速通信能力、多人数の受講でも負担感のない大容量通信能力の確保などのシステム設計には十分に配慮する。

#### （修学の支援と指導体制）

両大学には、修学支援（奨学金など）、生活支援、就職支援等を担当する事務組織があり、これらの業務の企画・運営を大学全体として担当・推進している。学修に関する情報などは、学部の教務委員から学年進行などの時期にガイダンスを行い、シラバスなどでの情報確認を促している。

学生は専攻（あるいは分野）に所属しているので、専攻（あるいは分野）の教員が、修学支援に関して総合的に支援活動を行う。さらに専門的な支援が必要な場合には、保健管理センター（宇都宮大学）や健康支援総合センター（群馬大学）、キャリア教育・就職支援センター（宇都宮大学）やキャリアサポート室（群馬大学）等の専門的なスタッフが対応できる体制をとっている。

#### （卒業要件）

以下の3つの条件を満足していること。

1. 計 155 単位以上を取得し、かつ

教科の場合：小学校 1 種・中学校 1 種免許取得

教育・教育心理の場合：小学校 1 種・中学校 2 種免許取得

特別支援の場合：特別支援 1 種・小学校 2 種または特別支援 1 種・中学校 2 種  
免許取得

していること。

2. 基盤教育科目については、基盤教育科目の構成表（p.13）にある科目区分に従い、

授業科目を履修し、必修及び選択必修科目を合わせて合計 31 単位以上を取得していること。

3. 専門教育科目については、中学校各教科等の履修表にある科目区分等に従い授業科目を履修し、斉一科目を（基盤教育科目も含め）31 単位以上履修し、必修及び選択必修科目を合わせて合計 124 単位以上を取得していること。

## 7. 施設・設備等

### （校地、校舎等）

両大学の校地は、約 100km の距離にあり、両大学間を往復して毎日授業を履修するのは現実的に無理がある。そのため、それぞれのキャンパスで授業の履修・学習ができるよう、双方向遠隔メディアシステムの導入など様々な措置を講じる。

校地・校舎については、両大学の現行の校地・校舎をそのまま引き続いて利用し、図書館、課外活動用の各種施設、ラーニングコモンズ等の全学的な学生の学修環境のための施設は、それぞれで活用し、学生はどちらの施設も利用できる。

宇都宮大学共同教育学部が位置する峰地区には、共同教育学部のほか、国際学部、農学部、附属図書館などが設置されており、土地面積 237,263m<sup>2</sup>、建物面積 77,161m<sup>2</sup>である。一方、群馬大学共同教育学部が位置する荒牧地区には、共同教育学部のほか社会情報学部、総合情報メディアセンター等が設置されており、土地面積 255,763 m<sup>2</sup>、建物面積 47,409m<sup>2</sup>である。それぞれの地区には、体育館、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート、陸上競技場、プール、合宿所なども配置されている。

### （図書館）

両大学の附属図書館とも、大学の教育研究支援を目的とした学術情報の収集と情報発信を進めており、資料の整備・提供に加えて、学生の「学びの場」としてラーニングコモンズを設置するとともに、地域の「学びの場」として学外者へのサービスにも努めている。蔵書の検索には OPAC（Online Public Access Catalog）が利用でき、所蔵図書とほぼ全ての雑誌を書名、著者名、出版社、出版年など多くの項目から検索できるシステムとなっている。

宇都宮大学附属図書館は、本館（峰地区）と陽東分館（陽東地区）の 2 箇所であり、その蔵書数は以下の通りとなっている。

館別	本館		陽東分館		合計
	和書	洋書	和書	洋書	
計	358,773	109,263	60,023	35,000	563,059

一方、群馬大学附属図書館は、中央図書館（荒牧地区）、医学図書館（昭和地区）及び理工学図書館（桐生地区）の 3 箇所であり、その蔵書数は以下の通りとなっている。

館別	中央図書館		医学図書館		理工学図書館		合計
	和書	洋書	和書	洋書	和書	洋書	
計	274,511	56,004	74,951	59,685	89,041	63,718	614,229

### (遠隔メディア授業のための施設・設備)

実技を伴う授業を集中講義等で行う場合などを除き、斉一科目は遠隔メディア授業として実施し、学生に移動の負担をかけさせないように配慮した授業を実施していく。

そのために、遠隔メディア授業の実施及び Forefront 科目群の ICT/プログラミング教育の円滑な実施・運営のために、両大学の学生全員が受講する科目のための大教室や、専攻単位（複数も含め）の授業を行うための中小の教室については、遠隔メディア授業用機材の設置のための改修・整備を行う。

### (多様なメディア機材等の導入)

施設等の改修・整備を基に、遠隔メディア授業の実施及び Forefront 科目群の ICT/プログラミング教育の円滑な実施・運営のために、メンテナンス・整備要員の確保（遠隔メディア授業を支障なく安定して運用するためには、メディア機材の利用に心得のあるスタッフが、同時開講の授業があるため、両大学に少なくとも3名必要）の他、以下のものを設置・準備する。

○遠隔メディア授業実施のための撮影・放送・受像機材

○ネット・ICT環境の整備

授業では一度に多数の学生がネット回線を利用するので、円滑な遠隔授業を実現するためにそれに応じた大容量の通信を可能とする ICT 環境の整備。

○e-ラーニングの授業、Moodle 等の利用のための機材、並びにコンテンツ開発

e-ラーニングの授業の実習等も計画していることから、その放送用の機材の整備、それに加えて授業コンテンツ開発のスタッフの配置。

## 8. 入学者選抜の概要

学力の3要素の多面的・総合的評価、特に志願者の主体性・教職に就くことについての強い意思の有無についての評価に基づいた合否判定を行うことを入学者選抜の基本とし、以下に示す入学者選抜方針（アドミッションポリシー）に則った選抜を行う。

### (入学者選抜方針-求める学生像)

- ①教職を目指す明確な意思と情熱を有し、子どもの成長に係わることに喜びを感じられる人
- ②「学ぶ」「教える」「育てる」「発達する」という行為・現象について関心があり、これらのことについて学習意欲のある人
- ③ものごとを複数の視点から考察し、自ら判断することができる人
- ④自己の考えを的確に表現し他者に伝えることができ、他者が表現する考えを受けとることでできる人
- ⑤様々な活動に主体的に取り組むことができると共に、他者と協働することができる人
- ⑥高等学校における履修内容を理解し、教職をめざすために必要な基礎学力を身につけている人

## (入学者選抜方法)

平成 32 年度（令和 2 年度）入学試験については、平成 33 年度（令和 3 年度）の大学入学共通テスト(新テスト)に円滑につながることを旨として計画する。新テストについては、国大協のガイドラインに従って、記述式問題の国語・数学への導入、英語の民間検定試験とセンターが実施する英語の試験の双方を課すこととする。

本学部で学びたい学生に対し、学力の 3 要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性)について、それらを多面的・総合的に評価し入学者を選抜するために、多様な受験機会、入学試験を提供する。また、海外からの留学生を受け入れる方針の下、受験機会を提供する。本学部の教育目標、求める能力・資質に合致する学生を選抜するために、一般選抜試験の他に、特別入試として学校推薦型選抜、帰国生入試、私費外国人留学生入試等の入学試験を実施する。入学試験では、地域の義務教育課程小・中学校教員となる意欲をもつ高校生を積極的に受け入れるため、それぞれの系・専攻の専門・特性に合わせた選抜試験を実施する。

一般選抜試験では、大学入試センター試験（大学入学共通テスト）及び小論文・面接（口頭試問を含む）による個別学力検査に加え、実技等試験、調査書、活動歴等を組み合わせた多様な選抜方法を設定し、学力の 3 要素を総合的に評価し合否を判定する。

## (選抜方法の特色-大枠入試)

一つの専攻の学習分野に固執せずに全教科にわたる履修への受験生の意識を醸成すること、また同一系内で複数の中学校免許の取得を希望する学生がいることから系内の専攻（分野）間での入学生の学力レベルのばらつきを少なくすること、そして入学時に所属する専攻（分野）が決まっていることが学生の学修へのモチベーションを高める上で望ましいことを考慮し、一般選抜(特に前期日程)個別学力検査等を系単位の大枠入試の選抜方法にする。

具体的には、①人文社会系は国語、社会、英語の 3 専攻、②自然科学系は数学、理科、技術の 3 専攻、③芸術・生活・健康系は音楽、美術、家政、保健体育の 4 専攻、④教育人間科学系は教育、教育心理、特別支援教育(障害児教育)の 3 専攻とし、以上①～④の 4 つの系単位で、一般入試個別学力検査（前期日程、後期日程）及び特別入試(推薦入試)を系ごとの大枠入試として、宇都宮大学、群馬大学それぞれで実施する。これに伴い、大学入試センター(将来的には、大学入学共通テスト)について、同一系内の各専攻においては出題教科・科目・配点等を共通化する。

人文社会系、自然科学系、教育人間科学系では、系単位での入試を行い出願時に志望する専攻を第 1 志望から第 3 志望まで指定できる制度とし、系ごとに合格者及び所属する専攻を第 1 志望専攻から順に決定する。第 1 志望のみを指定することも可能とするが、その場合は第 1 志望の専攻のみでの成績序列で合否が決まることになる。一方、芸術・生活・健康系にあっては、音楽・美術・保健体育の 3 専攻では実技能力が教員としての技量も左右することから実技試験の実施が不可欠であることを踏まえ、実技試験を含めた専攻単位での入試を行い所属する専攻を決定する。

前期日程、後期日程、推薦入試への定員の配分、並びに受験する教科・科目等については、両共同教育学部の間で協議・検討を行い、必要に応じて変更を行う。

**(募集人員、入学定員の計画)**

出身県内での教員を希望する学生が大半であることを踏まえ、卒業生を安定して小中学校教員として送り出していくためには、栃木・群馬両県の教員需要の変化を見据えた入学定員規模の計画が必要である。

少子化による教員需要の減、それを加速させる定年退職教員の減という現実を基に、将来的な教員採用枠を推計した資料-2に基づくと、教員採用枠の変化に対応する適正な入学定員については、第4期期間中では栃木県（宇都宮大学）の場合には現状の入学定員を見直す必要はない。それに対して群馬県（群馬大学）の場合には、卒業生の希望に沿った教員採用数を確保していくためには、第4期中ごろには一割程度の減を考えねばならず、平成32年（令和2年）の共同教育学部設置にあわせて入学定員の減を行う。このことを踏まえての共同教育学部の完成年度までの宇都宮大学、群馬大学の募集人員（入学定員）、各系の入学定員の計画を以下の通りとする。

宇都宮大学共同教育学部

系	人文社会			自然科学			芸術・生活・健康				教育人間科学			推薦 I B	合計
	専攻 年度 (令和)	国語	社会	英語	数学	理科	技術	音楽	美術	家政	保健体育	教育	教育心理		
2	40			40			37				33			20	170
3	40			40			37				33			20	170
4	40			40			37				33			20	170
5	40			40			37				33			20	170

推薦 I B は、系・専攻を指定しない、学部全体一括（おおくり）の推薦入試についての定員である。

群馬大学共同教育学部

系	人文社会			自然科学			芸術・生活・健康				教育人間科学			合計
	専攻 年度 (令和)	国語	社会	英語	数学	理科	技術	音楽	美術	家政	保健体育	教育	教育心理	
2	58			52			54				26			190
3	58			52			54				26			190
4	58			52			54				26			190
5	58			52			54				26			190

以上より、両大学共同教育学部の完成年度までの各年度の入学定員の合計数を 360 人

とする。

#### (選抜方法の点検)

両大学合同の共同教育学部入学試験委員会を設置し、選抜方法の点検・見直しを定期的に行い、それぞれの大学での全学的な入学試験実施方法との調整を行う。

#### (入学後の学生の所属)

募集定員がそれぞれの大学で設定され、入学試験がそれぞれの大学で行われること、合格者の決定及び専攻(分野)の所属はそれぞれの大学で決定されることを踏まえ、学生は合格となった大学に所属する(本籍を持つ)ことになる。

入学定員の超過についての取扱いは、両大学それぞれで入学試験を行うこと、それぞれの定員規模が100人以上300人未満であることから1.10倍未満とする。

### 9. 取得可能な資格

#### (教員免許状関係)

幼稚園	1種、2種
小学校	1種、2種
中学校	1種、2種(各専攻教科)
高等学校	1種
特別支援学校	1種、2種

#### (その他の取得可能な資格)

社会教育主事	(国家資格、資格に関連する職務についての場合に資格取得可能)
学芸員	(国家資格、博物館に関する所定の単位を取得し卒業すると資格取得可能)
学校図書館司書教諭	(国家資格、小中高又は特別支援教諭の免許状を取得し、所定の機関で講習を受講すると資格取得可能)

### 10. 教育実習の具体的計画

#### (実習の目的)

教育実習を通して、教育現場を体験し実際に児童・生徒の指導にあたることは、教育の難しさや重要性をより身近なものとして認識することができる。この教育実習をより有効に価値あるものとするために、学修指導案の作成、模擬授業の経験などと組み合わせることにより、教育現場で必要となる基礎力・実践力を身につけることを目的とする。

#### (教育実習の運営)

共同教育学部の教育課程において教育実習は不可欠なものであり、これを円滑に、かつ実効的に行っていくために、「教育実習の手引き」を作成し、実習の意義や実習内容についての理解を深めるとともに、実習生としての心構えを自覚させる。

両大学それぞれに共同教育学部教員及び附属学校園の関係者(副校長など)で組織す

る「教育実習委員会」を設け、実習計画の立案、実習校の配当、障害のある学生の対応等の教育実習の運営を担当させる。

両県の教育委員会の業務運営に関しては色々な違いがあり、教育実習について単一の運営方針を持ち込むことには無理がある。地域とのつながりを基にして初めて教育実習が運営できることを踏まえ、教育実習は栃木県（宇都宮大学）及び群馬県（群馬大学）それぞれで実施する（なお、高等学校は母校実習も可能とする）。

教育実習の円滑な運営を行うために、栃木県、群馬県それぞれにおいて、県教育委員会をはじめ県内全市町村の教育委員会との間に「教育実習運営委員会」を設置し、大学・県教育委員会・市町村教育委員会の連携体制の下、実習の改善策や実習成績の評価の問題点等、実習にまつわる問題について意見交換を行う。両県での意見交換の内容を、両大学共同教育学部合同の「教育実習委員会」で協議・共有し、教育実習の改善につなげ、教員養成をめぐる諸課題の解決策にフィードバックしていく。

現在、宇都宮大学では栃木県内 103 校、群馬大学では群馬県内 138 校が実習協力校となっているが、共同教育学部においてもこれらの協力校を中心に受入校を確保していく。

なお、教育実習に関係する県内市町村教育委員会の承諾書及び実習施設の一覧については、別に添付する。（資料-10）

### （教育実習の特色）

教育実習は事前事後指導を組み合わせて行うが、特に事前指導時の模擬授業において両大学の担当教員からの学修指導案の作成段階から複数指導を受けることにより、十分な事前の準備を行ったうえで、本実習に臨むことができる。また初年次での教職入門(宇都宮大学)及び教育現場体験学習(群馬大学)、2年次の小学校・中学校教育実習Ⅰ(宇都宮大学)及び授業実践基礎学習（観察学習、群馬大学）によって、教育現場の実際の業務についての理解を基に、3年次の教育実習（本実習：小学校・中学校教育実習Ⅱ・Ⅲ（宇都宮大学）、教育実習 A・B(群馬大学)）を行い、学習指導・教科マネジメント能力、また生徒指導・学級経営についての実践的能力を育み鍛えていく。なお、実習校の代表者及び実習担当者に参加をいただき、実習の内容や課題等について協議を行い、実習校の間で偏りのない実習が行われるようにする。

本実習では、まず附属の小中学校で実習を行い、その振り返り、反省・改善すべき課題を両大学教員との討議を通して摘出し、その上で公立の協力校で更なる実習を行う。その際、附属小学校(中学校)で実習を行った学生は、公立中学校(小学校)で続いた実習を行う。学部教員を派遣しての研究授業を実施し、改善すべき点などを学生・高校側・学部担当教員間で共有し事後学習につなげる。その後の事後学習により、本実習での反省点・改善策などを話し合い、実践的能力を確実に身に付けさせる。ここに新設の「教職特別演習」を組み合わせ、実習の成果を両大学間での交流を通して学生個々人の教育実習での経験を共有することは学生自身が振り返り、自己確認していくうえで極めて有益なものとなる。共同教育学部の特徴を活かして、歴史性や地域文化の違いを学びあえる経験は、多様な学校現場で教壇に立つうえでの貴重なものとなる。4年次の教職実践演習及び卒業研究において、両大学の該当分野の指導教員(複数指導体制)の下で、自らのテーマについての研究をまとめるうえで、これらの教育体験・実績が重要なものとなる。

教育実習の評価については、「教育実習の手引き」に、実習の「到達目標と評価」(成績評価規準)を明記し、学生自身の理解の上に評価を行うこととする。

## 11. 管理運営

共同教育課程を編成するに当たっては、両大学間での緊密な連携を図るため、両大学の学長もしくは学長により権限を委ねられた者(両大学の共同教育学部長、評議員、副学部長(ないし学部長補佐)及び事務担当の長等)から構成される協議会を設け、共同教育学部の意思決定機関とし、共同教育課程の編成及び実施に関して必要となる以下に掲げる基本方針等を協議・決定する。

- 各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- 共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- 学位審査委員会の設置に関する事項
- 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- 共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- 予算に関する事項
- その他、共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

この協議会には議長及び副議長を置き、議長が会議の業務を掌理する。協議会は毎年度1回の開催の他、必要に応じて随時開催する。議長、副議長には両大学の協議会委員それぞれが隔年交代で担当する。

両大学の学部教授会は、それぞれの学部における教育及び研究に関する事項(教育課程の編成・運営、学位の授与、学生の身分審査、教員の教育研究業績審査など)を審議する機関と位置づけられる。両大学それぞれの学部教授会の下に組織される教務委員会、入学試験委員会、学生支援委員会等の担当組織において、協議会の議を受けて、基本的に毎月1回の開催による審議を基に、それぞれの業務を遂行する。また、定期的に両大学の担当組織間の合同会議を開催し、管理運営方針、年次計画等についての協議を行い、連携・協力して取り組むこととする。

## 12. 自己点検・評価

両大学が教育の内部質保証、教学マネジメントのPDCAサイクルの構築のために行っている全学的な自己点検・評価体制を共同教育学部においても行うとともに、共同教育学部自身の自己点検・評価の結果について両大学共同教育学部間で協議を行う組織を設置し、教育実施体制や運営体制の改善につなげる。

学部の教学に関する自己点検・評価を行う協議組織として、教務関係の実務を担当する教務委員会の他に、授業評価アンケートや各種の満足度調査等の学生の意識調査及び

成績分布等の学生の学修達成度のデータの収集・分析等を基に教育方法の自己点検・評価を行う評価委員会、そして自己点検・評価結果並びに地域の高校や教育委員会との協議を通して新たな教育プログラムの設計や社会連携活動の企画等を行う企画委員会(それぞれ仮称)を両大学それぞれの共同教育学部に設置する。それとともに、両大学の共同教育学部合同の協議組織を設け、共同教育課程全体の改善に繋げていく体制とする。

### 13. 情報の公表

両大学が行っている種々の教育情報公開の体制が全学的なものであることを踏まえ、共同教育学部の教育情報は、それぞれの大学全体の枠組の中で発信していくとともに、共同教育学部の独自のホームページの開設を通して行う。

大学のホームページを通しての情報提供は

宇都宮大学：<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/index.php>

群馬大学：<http://www.gunma-u.ac.jp/>

共同教育学部が公表・発信する教育情報は、次の通りである。

- ① 学部の教育研究上の目的に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員数、各教員が有する学位、業績及び教育研究の専門領域に関すること
- ④ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職などの状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地・校舎などの施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

また、授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること、大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康などに係る支援に関すること、その他の大学に関する基本情報等については、全学のホームページで紹介をする。

更に、学生はインターネット(Webサイト)を利用した「学生ポータルサイト」にログインすることにより、「履修登録システム(学内のみ)」、「シラバスシステム」、「休講情報システム」等の各種の修学支援システムにアクセス可能であり、履修登録、シラバス検索、休講情報閲覧ができるほか、学生個人の健康診断結果の閲覧及びダウンロード、ニュース情報の閲覧等が可能である。なお、大規模災害の発生時などには、「緊急メール(緊急連絡/安否確認サービス)」により学生に対し速やかに連絡のとれるシステムを構築する。

#### (広報誌・印刷物等による情報提供)

全学の教育・研究・運営等を紹介する「大学概要」に加えて、

- ① 学部の教育・研究・運営等の各種情報を紹介する広報パンフレットの発行
- ② オープンキャンパス時等に高校生及び保護者、高校教員、地域住民向けの学部紹

介冊子の発行  
を実施する。

#### (公開講座等による情報提供)

県教育委員会と連携し、現職教員向けの各種の研修会、シンポジウムなどの開催等を計画・実施する。

#### 14. 組織的研修

共同教育学部における組織的な教職員の研修体制（授業評価の教員へのフィードバックと授業改善計画の検討、FD 講演会・セミナーの開催、公開模擬授業等）については、両大学でこれ迄行われてきた実績を引き継ぎ、その長所を相互に共有していくことにより、研修の実を上げていく。

特に、各授業科目のシラバスの策定、中学校教科での開設科目の編成、学生の達成度の点検による授業評価方法の見直し等の作業において、両大学合同の検討の機会を設け意見交換・協議を行うことは、極めて効果的な FD 研修となる。そこで見出された先進事例を両大学で共有するとともに、HP 等で紹介・公表していく。さらに、今回導入する遠隔メディアシステムは多くの教員が未経験であるため、共同教育学部開設までに両大学でそれぞれ機器活用講習会並びにメディア活用のモデル授業を実施して備える。学部開設後は、機器活用授業の効果的運営方法等に関する FD を大学別のみならず合同で定期的を開催し、メディア活用授業のスキルアップを図るとともに、グッドプラクティスを蓄積し、公表していく。

新任教員に対しては、授業公開への参加、模擬授業研修、FD 講演会・公開研究会への出席、教育実習の参観、そして附属学校園での公開授業等を行うことによって、学部教員としての自覚と能力の向上につなげる。